

臨時物資需給調整法案委員會會議錄(速記)第九回

付託議案

臨時物資需給調整法案(政府提出)  
商工協同組合法案(政府提出)

昭和二十一年九月二十日(金曜日)午前  
十一時八分開議

出席委員

- 委員長 竹田 儀一君
- 委員 一雄君 理事小島 徹三君
- 理事塚田十一郎君 理事原 健三郎君
- 理事宮前 進君 理事前田榮之助君
- 理事石原 登君 理事福田 繁芳君
- 井田 友平君 飯國壯三郎君
- 西村 久之君 厚東 常吉君
- 田中源三郎君 田中 實司君
- 瀧澤 脩作君 山田 善三君
- 馬越 晃君 九鬼紋十郎君
- 鈴木周次郎君 鈴木 明良君
- 坪川 信三君 寺田 榮吉君
- 川崎 秀二君 金子益太郎君
- 加藤 鐵造君 竹谷源太郎君
- 中崎 敏君 山口 靜江君
- 加藤 勘十君 大宮伍三郎君
- 稻田 健治君 三木 武夫君
- 赤澤 正道君 伊藤 恭一君
- 小坂善太郎君 布 利秋君

出席國務大臣

- 商工大臣 星島 二郎君
- 國務大臣 膳 桂之助君

出席政府委員

- 商工事務次官 小林 鏡君
- 商工事務官 吉田第二郎君
- 商工事務官 玉置 敏三君

本日ノ會議ニ付シテ議案  
臨時物資需給調整法案(政府提出)

第六類第二十三號 臨時物資需給調整法案委員會會議錄 第九回 昭和二十一年九月二十日

商工協同組合法案(政府提出)

○竹田委員長 會議ヲ開キマス、先ツ  
商工協同組合法案ニ付テ政府ノ御説明  
ヲ求メマス——星島商工大臣

○星島國務大臣 商工協同組合法案  
ハ、曩ニ本會議ニ於テ申上ゲマシタヤ  
ウニ、中小企業振興ノ重要ナ一方案ト  
致シマシテ、中小企業ノ自主的組織化  
ヲ圖リマス爲ニ、戰時統制經濟ノ殘滓  
タル統制組合及ビ施設組合ノ制度ヲ廢  
止シ、之ニ代ツテ新タニ民主的商工協  
同組合制度ヲ設ケヨウトスルモノデア  
リマス

御承知ノヤウニ、中小企業ハ、其ノ性  
質上簡易ナ設備ト勞務管理ノ徹底等ニ  
依リ、經營ガ彈力性ニ富ムト云フ利點  
ガアルノデアリマスガ、其ノ反面資金  
ノ小規模ナ關係上、金融ノ利便ガ少  
ク、隨テ設備ノ改善、技術ノ向上等ト  
云フ方面ガ甚ダ不十分デアリ、又限前  
ノ利害ニ因ハレテ無統制ナ競爭ニ陥リ  
易ク、業者個人經營ニ打撃ヲ與ヘルノ  
ミナラズ、其ノ事業一般ノ健全ヲ發達  
ヲ阻礙スル弊モ少クナイノデアリマ  
ス、隨テ先ツ中小企業ヲ組織化致シマ  
シテ、關係業者ノ緊密ナ自主的協同ノ  
力ニ依ツテ其ノ合理化、能率化ヲ圖ル  
ト共ニ、大局の見地ヨリ中小企業家ニ  
適切ナ指針ヲ與ヘ、其ノ進路ヲ誤ラセ  
ナイヤウニ指導致シマスコトガ、是非  
トモ必要ナ次第デアリマス、現行ノ商  
工組合法ハ、統制團體トシテノ性格ヲ  
持テ、戰時經濟統制遂行ノ便宜ヲ圖ル  
爲ノ組織化ヲ狙ヒトシテ居リマシテ、  
直接中小企業ノ振興向上ヲ圖ル爲ノ組

織化ヲ目的トシテ居ルモノデアリマ  
セヌノデ、此ノ點ニ於テ既ニ戰後ノ新  
經濟情勢ニ相應シクナイト申サナケレ  
バナリマセヌ

更ニ具體的ニ御説明致シマス、  
一、其ノ運用方法、理事長ガ原案執行  
權、役員任免權ヲ持ツト云フ例ニモ明  
カデアリマスヤウニ、理事長ヲ中心ト  
スル指導者原理ヲ基調ト致シテ居リマ  
シテ、總會ノ權限ガ非常ニ弱ク、組  
合員ノ總意ガ輕視セラレテ居リマス  
點、二、設立ニ付テハ、政府ノ命令ニ  
依リ強制設立ノ制度ヲ認メルト共ニ、  
組合員ハ當然加入制トナツテ居リ、脫  
退ノ自由ハ認メラレズ、解散モ政府ノ  
命令又ハ認可ガナケレバ出來ナイ等、組  
合員ノ自由意思ガ著シク束縛セラレテ  
居リマス點、三、組合員ニ對シテ  
ハ、統制規程ニ依ツテ法令ニ依ル場合  
ニ劣ラズ位ノ強力ナ統制權限ヲ有シ、  
經費、過怠金等ニ付テハ強制徵收權ヲ  
有スル等、強權的色彩ガ強イ點、四、  
隨テ又政府ハ組合員ニ對シテ、解散ノ  
命令權ヲ初メ、役員ノ任免權、各種ノ  
認可權等、煩瑣ニ近イ監督權ヲ留保シ  
テ居リマス點等、戰後經濟民主化ノ線  
ニ沿ヒ、組合員自體ノ發意ニ依リ自主  
的ナ團結ニ依リマシテ、業界ヲ組織シ  
ヨウト云フ要望トハ、相去ルコト遠イ  
モノガアルノデアリマス

他方、施設組合ハ、中小企業ノ共同  
經營組織體デアリマシテ、比較的現下  
ノ要望ニ適スルヤウニモ考ヘラレルノ  
デアリマスガ、施設組合ハ沿革的ニ  
ハ、舊業組合、工業組合法ノ小組  
合法ノ系統ヲ繼グモノデアリマシテ、  
極小規模業者ノ統團體トシテ利用  
セラレ、検査事業等モ行ヘヌコトニナ  
ツテ居リマスノデ、今回施設組合ノ制  
度ヲ擴充致シマシテ、中小商工業者ノ  
純粹ナ協同組織トシテノ民主的ナ新組  
合制度ヲ作ルコトトシテ居リマス  
以上ノ説明ニ依リマシテ、大體明カ  
ニナリマシタコトト思ヒマス、此ノ  
法律ニ依ツテ設立セラレマス商工協同  
組合ハ、商業、工業又ハ鑛業ヲ行フモ  
ノガ自由ニ寄リ集マツテ、其ノ事業經  
營ノ合理化ヲ圖ル爲ニ必要ナ共同施設  
ヲ行ヒ、延イテハ當該産業ノ改良發達  
ニ寄與スルコトヲ目的トスル協同組合  
デアリマシテ、隨テ設立、加入、脫退、  
解散等ハ總テ組合員ノ意思ニ委ネラレ  
テ居リマス、組合ノ運営ニ付キマシテ  
モ、此ノ法律ノ中ニハ公益上必要ナ最  
小限度ノ規定ヲ置クコトニ止メ、他ハ  
役員ノ任免、經費ノ徵收等、總テ總會  
ヲ中心トスル組合員ノ自由意思ニ基キ  
マシテ、民主的ニ運営スルコトトシ、  
組合員ノ創意ト責任ニ於テ、極力其ノ  
民主化ヲ圖ルコトトシタノデアリマス、  
隨テ行政官廳ノ監督規定モ必要ナ最小  
限度ニ止メマシテ、必要ニ應ジ、變轉  
スル經濟情勢ト各業界ノ實情ニ即スル  
事實上ノ行政指導ニ依リマシテ、組合  
ノ健全ヲ發達ヲ圖リタイト存ジテ居リ  
マス、又組合自體ノ自治的指導連絡機  
關トシテ、商工協同組合中央會ヲ法定  
致シマシテ、中央會ニ依ル組合經營ノ  
實務指導ヲ更ニ一層活潑ナラシメタイ  
ト存ジテ居リマス

最後ニ、商工組合ニ依ル統制組合

ハ、戰時中ノ殘滓ヲ一掃スル意味ニ於  
キマシテ、此ノ際全部解散シ新タナル  
構想ニ基イテ再出發スルト云フコトニ  
致シマシテ、新機構(移行)ノ線ヲ劃  
シマスルト共ニ、施設組合ハ、其ノ性  
質上當然新法ニ依リ協同組合ト看做ス  
コトニ致シタイト考ヘテ居リマス

商工協同組合法案ノ内容ハ大體以上  
ノ通りデアリマスガ、尙ホ御質問ニ依  
リマシテ御答へ申上ゲルコトト致シマ  
ス、ドウゾ御審議ノ上宜シク御願ヒ致  
シマス

○竹田委員長 就キマシテハ、商工協  
同組合法案ニ對スル御質疑ハ午後一時カ  
ラ御願ヒスルコトニ致シマシテ、全員  
懇談會ヲ以テ臨時物資需給調整法案ニ  
對シ、之ヲ如何ニ取扱フカト云フコト  
ニ付キマシテ懇談會ヲ致シタイト思ヒ  
マス、仍テ午後一時マデ休會致シマス  
午前十一時十五分休會

午後二時八分開議

○竹田委員長 是ヨリ臨時物資需給調  
整法案ヲ議題トシテ討論ニ入りマス、  
先ツ各派共同提案ノ修正案及ビ附帶決  
議ニ付テ說明ヲ許シマス——塚田十一  
郎君

○塚田委員 本臨時物資需給調整法案  
ノ修正案ニ付テ、其ノ提案理由ヲ御説  
明申上ゲマス、本委員會ニ於キマシテ  
ノ本法案ニ付テノ各委員ノ意見ヲ綜合  
致シマス、結局本法案ハ非常ニ廣  
汎ニシテ且ツ包括的ナ委任立法デア  
ルカラ、其ノ運用ガ民主的ニ行ハレルヤ

ウ特ニ留意スル必要ガアル、随テ法文ニ付テモ其ノ趣旨ノ下ニ必要ヲ修正ヲ加ヘナケレバナラナイト云フ點ニ歸著スルノデアリマシテ、此ノ點ヲ根本ト致シマシテ、次ノ諸點ニ付テ修正ヲ加ヘタイト考ヘルノデアリマス

先ツ修正ノ第一點ハ、經濟安定本部總裁ト主務大臣トノ關係ヲ明確ニ致シマス爲ニ、主務大臣ガ第一條ニ掲ゲル事項ニ關シ命令ヲ發シマス場合ニハ、經濟安定本部總裁ノ同意ヲ得ルコトヲ必要トスルト云フコトニ致スノデアリマス、斯クストルコトニ依ツテ主務大臣ノ專斷ヲ命令ヲ發スルコトナク、經濟安定會議ヲ中核ト致シマスル最モ民主的ナ官廳デアルト、一應考ヘラレテ居リマス經濟安定本部ニ於キマシテ、本法ノ運用ニ付キマシテモ各省ノ施策ヲ綜合的ニ調整スルコトヲ、法文ノ上カラモ明瞭ニスルト共ニ、其ノ法律ノ民主主義的ナ運用ヲ企圖シタ次第デアリマス、此ノ趣旨ヲ修正文ニ第一條ノ第四項ト致シマシテ、第一項ノ命令ハ、經濟安定本部總裁ノ同意を得てこれをなすものとシ」ト云フ具合ニ規定致シタイト在ズルノデアリマス

次ニ修正ノ第二點デアリマスガ、第一條ノ命令ノ發動ニ當リマシテ、官廳側ガ恣意ニ依ツテ不平等ヲ取扱ヒヤスルト云フコトハ非常ニ困ルノデアリマスカラシテ、同様ナ條件ノ下ニアルモノニハ差別ナクソレガ適用サレルト云フコトニ致シマシテ、其ノ趣旨ヲ第一條第四項ノ後段ニ「且つ同様の條件の下にある者には、差別なく適用されるものとする」ト云フ具合ナ文句ヲ附加ヘテ修正案ニ致シタイト在ズルノデアリマス

次ニ修正ノ第三點ハ、第一條第一項

各號ノ、即チ主務大臣ガ命令ヲナシ得ル場合ニ付デアリマスガ、政府ノ原案ニ於キマシテハ多少尙ホ不備ナ點ガアルト考ヘラレマスノデ、検討ノ上物資ノ使用ノ制限又ハ禁止ノ命令及ビ物資ノ出荷ノ命令ヲ之ニ加ヘテ、命令事項ノ整理ヲ致シタイト在ズルノデアリマス、尙ホ物資ノ割當及ビ配給ノ命令以外ノ事項ハ、特ニ其ノ運用ヲ慎重ニ行フ必要ガアルト考ヘマスノデ、其ノ範圍ヲ供給ノ特ニ不足スル物資ニ限ルト云フコトニ致シマシテ、尙又設備ノ讓渡命令ニ付キマシテハ、單ニ設備トシラレマスヤウナ設備ハ、其ノ當該設備ガ遊休設備デアル場合ニ限ルト云フコトニ限定シタイト考ヘルノデアリマス、其ノ趣旨ヲ法文ノ中ニ感込ミマス

ノニ、第一條第一項ニ新タニ第二號ヲ設ケマシテ、第二號ト致シマシテ「經濟安定本部總裁が定める方策に基く供給の時に不足する物資の使用の制限又は禁止」ト云フ文句ヲ入レルノデアリマス、隨テ原案ノ第二號ガ三號ニ、第三號ガ、第四號ニナルノデアリマス、新タナ第三號ニ於キマシテハ「經濟安定本部總裁が定める方策に基く」ノ下ニ「供給の時に不足する」ト云フ文句ヲ入レルノデアリマス、ソレカラシテ更ニ「物資の生産若しくは」ノ下ニ「出荷又は物資の生産若しくは」ノ下ニ「出荷若しくは」ト云フ文字ヲ入レルノデアリマス、次ニ新タナル第四號中ニ於ケル「經濟安定本部總裁が定める方策に基く」ノ下ニ「供給の時に不足する」ト云フ文句ヲ入レルノデアリマス、更ニ其ノ次ノ「物資又は」ノ下ニ「遊休」ト云フ文字ヲ入レルノデアリマス

次ニ修正ノ第四點ト致シマシテ、損失補償ノ事項ハ、物資ノ生産又ハ出荷ニ關スル命令、工事ノ施行ニ關スル命令ト云フヤウナ、積極的ナ命令ニ付テハ、損失補償ヲ要求シ得ルコトト致シマシテ、隨テ生産ノ制限若シクハ禁止、ソレカラ工事ノ施行ノ制限若シクハ禁止ト云フヤウナ消極的ナ命令ニ付テハ、損失補償ヲ爲シ得ナイコトトスルノデアリマス、其ノ趣旨ヲ取入レマシテ原案ノ第二項ニ「政府は、勅令の定めるところにより前項第二號」トアリマスノ「第三號」改メ其ノ「第三號」ノ下ニ「に掲げる物資の生産若しくは出荷若しくは工事の施行」ト云フ文字ヲ入レマス、又其ノ次ノ「又は第三號」トアリマスノ「又は第四號」ト改メ

次ニ修正ノ第五點デアリマスガ、是ハ原案第二條ニ關係スル問題デアリマシテ、原案第二條ニ於キマシテ、民主的ニ組織サレタ産業團體ニ物資ノ割當ヲナサシメルト云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、此ノ民主的ニ組織サレタ産業團體ト云フノハ、ドウ云フモノヲ意味スルノカト云フコトハ、唯是ダケノ文句デハ非常ニ分リ難キマスノデ、其ノ産業團體ノ性格ヲハツキリシテ置ク必要ガアルト考ヘラレマスノデ、之ヲ勅令ヲ具體的ニ其ノ要件ヲ示シマシテ、産業界ノ向フベキ方向ヲ明確ニ指導スル措置ヲ執ル、ソレト同時割當ニ不服ナル者ノ不服ノ申立ハ、原案ニ於キマシテハ主務大臣ガ之ヲ裁定スルト云フコトニナツテ居リマシタノヲ、主務大臣ガ一々之ヲ捌クト云フコトハ、實務上非常ニ困難ガアル、隨テ運用ノ妥當圓滑ヲ期シ難イト云フコトガ考ヘラレマスノデ、新タニ

物資需給調整委員會ト云フモノヲ設ケマシテ、ソノデ決定ヲスルト云フコトニ改メタイト考ヘルノデアリマス、以上ノ趣旨ヲ盛り込ミマシテ、原案第二條ニ新タニ第三項ト致シマシテ、「第一項の産業團體の組織その他事項に關し必要な事項は、勅令でこれを定める」ト云フ工合ニ致シマス、隨テ原案ノ第三項ガ第四項ニナル譯デアリマス、隨テ新シイ第四項ニ於キマシテ冒頭ニ「前項の」トアリマスノ「第一項の」ト改メマス、ソレカラ四項中ニ「物資の割當の決定に不服のある者は遲滞なくその旨を主務大臣に」トアリマシタノヲ「物資需給調整委員會に」ト改メマス、次ニ「申し出ることができる場合には」ノ次ニ「主務大臣は」トアリマスノヲ「物資需給調整委員會は」ト改メタル次第デアリマス、次ニ新シク第五項ヲ設ケマシテ、「物資需給調整委員會に關し必要な事項は、勅令でこれを定める」ト云フ一項ヲ入レルノデアリマス、隨テ原案ノ第四項ガ第六項ニナル譯デアリマス、隨テ新タナル第六項ノ冒頭ノ「前項に」トアリマスノガ「第四項に」ト云フ工合ニ改マル譯デアリマス

次ニ修正ノ第六點ト致シマシテ、報告聴取及ビ臨檢検査ニ關スル第二條ノ内容ガ戰時統制經濟實施中ノ此ノ種ノ法規ト同様ノ内容ヲ感ツタモノニナツテ居リマスノデ、民主的ナ運轉ヲ確保スル見地カラシテ、此ノ原案第三條ニ報告ノ提出ヲ求メル相手方、ソレカラ臨檢検査ヲナシ得ル場所、ソレカラ報告ヲ求メ得ル事項等ニハツキリト、ドウ云フ事項ニ付テ報告ヲ求メラレルカ、ドウ云フ場所ニ付テ臨檢検査ガナシ得ルカト云フヤウナ事項ヲ明定シ

イト考ヘルノデアリマス、其ノ趣旨ヲ採リ入レマスシテ、原案第三條ヲ次ノ如ク修正シタイト在リマス、主務大臣ハ、第一條ノ規定ノ適用に關シ必要ナシテ「左に掲げる」ト致シマシテ、「左に掲げる事項につき」、シ其ノ次ニ關係者トアリマスノヲ一字削リマシテ「關係事業者又は前條第二項の規定により指定された事業團體」ト云フ工合ニ直シマス、サウシテ「産業團體から報告を取ることが出来る」ト致シマス其ノ後ニ更ニ文句ヲ加ヘマシテ「この場合において、報告がなされず、又は報告が虚偽と認められるときは、主務大臣は」ソレカラ「當該官吏に」ト續キマシテ、次ニ「必要な場所」ノ五字ヲ削リマシテ、「事務所、營業所、工場、事業場又は倉庫」ト云フ工合ニ新シク文字ヲ挿入スルノデアリマス、ソレカラ「に臨檢し、業務の状況」ノ次ニ「若しくは」トアリマス四字ヲ削リマシテ、「又は」ト直シマス、詰リ「又ハ帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。斯ウ云フ工合ニ致シマス、更ニ其ノ後第一號ト致シマシテ、「一」物資の割當又ハ配給、二

物資の使用、三、物資の生産若しくは出荷又は工事の施行、四、物資又は設備の状況」ト云フ四號ヲ加ヘルノデアリマス、更ニ第二項ハ「前項の規定により、當該官吏に」トアリマシタノヲ、「當該官吏が」ト致シマシテ、「臨檢検査させる」トアリマシタノヲ三字削リマシテ、「検査する場合には、」ト致シマス、サウシテ「その身分を示す證明を携帯させなければならない」トアリマシタ其ノ「させなければならない」ト云フ以下ヲ削リマシテ、「携帯し、且つ

關係者の要求に應じて、これを示さなければならぬ。ト云フ工合ニ訂正スルト云フノデアリマス

最後ニ第七號ト致シマシテ、本法ノ有效期間ノ問題デアリマスガ、原案ニ於キマシテハ、本法ノ有效期間ハ一經濟安定本部ノ廢止の時」マデト云フコトニナツテ居ッタノデアリマス、併シ經濟安定本部ハ今日ノ見送シテハ、必ズシモ當局ガ現在意圖シテ居リマス一年ト云フヤウナ期間デ、廢止ガ出來ルヤウナ時期ニ到達スルトモ考ヘラレマセヌシ、ソレニ一方此ノ法律ハ政府當局ノ意向ニ微シマシテモ、成ベク其ノ存續期限ヲ短期間ニ限リタイト云フ意向ガアリマスカラ、其ノ存續期限ヲ昭和二十三年四月一日以降ニ互ラナイヤウニト云フコトニ原則トシテ致シ、經濟安定本部ガ其ノ期日以前ニ若シ廢止サレバヤウナ場合ガアル時ニハ、勿論其ノ時期ニ於テ本法律モ廢止サレルト云フコトニ致シタイ爲ニ、此ノ附則ノ第二項ヲ次ノヤウニ訂正致シタイト存シマス、「この法律は」ト下ニ「昭和二十三年四月一日又は」ト挿入致シマシテ、「經濟安定本部ノ廢止の時」ト下ニ「の何れか早い時」ト修正致シマス

以上簡單ニ修正ノ要點ヲ申上ゲタノデアリマスガ、尙ホ詳細ナ點ハ皆様方ノ御手許ニ配付サレテ居リマス副物——即チ臨時物資供給調整法案中、側線ヲ引イテアル箇所方只今申上ゲマシタ修正ノ箇所デアリマスカラ、詳シクハ其ノ點ニ付テ御確カメテ願ヒタイノデアリマス、以上ヲ以テ修正要旨ノ説明ヲ終リマス

○竹田委員長 加藤勘十君ニ附帶決議ノ御説明ヲ願ヒマス——加藤勘十君

○加藤(勸)委員 本法ノ性格ニ付キマシテハ、本委員會ニ於テ十分ノ質疑ガ聞ハサレマシテ、略々明カニサレタノデアリマス、問題ハ斯ウ云フ包括的ナル強イ權限ヲ持ツタ委任法ト云フモノハ、平常ノ場合ナラバ到底承認サルベキ性質ノモノデハナイノデアリマスケレドモ、日本ノ今日ノ事情ニ於テハ已ムヲ得ザル一箇ノ經過規定トシテナクテハナラナイト云フコトガ、本委員會ニ於テモ是認サレタヤウデアリマシテ、此ノ政府ノ案モ只今述べテレマシタヤウナ修正意見ノ下ニ、大體此ノ委員會ニ於テ通ルコトト存シマス、就キマシテハ何處繰返シテモ此ノ法律ガ今申上ゲマシヤウナ非常ニ強イ包括的ナル規定ヲ持ツタ委任法デアリマスカラ、一たび其ノ運用ガ誤ラレマスルナラバ、總テノ面ニ民主主義化ガ行ハレナケレバナラナイ日本ノ今日ノ段階ニ於テ、非常ニ大キナ疵ヲ附ケルコトトナリマスルカラ、本法案ガ通過シテ愈々施行サレルト云フコトニナリマスル場合、政府當局ガ十分ニ委員會ノ意向ヲ酌量シ、曾テノ總動員法ガ運用サレタ場合ノヤウナ、世間カヲ獨裁的デアルト云フヤウニ見ラレルガ如キ態度ハ御執リニナラナイデ大臣ノ質疑ニ對スル御答(ノ中ニアリマシタヤウニ、十分民主的ニ運用サレルヤウ、最善ノ注意ヲ御用ヒニナルデアラウトハ思ヒマスガ、本委員會トシマシテハ、念ニハ念ヲ入レナケレバナラヌ性質ヲ持ツテ居ル法律ト思ハレマスルノデ、大體各派共同ノ附帶決議ト致シマシテ、次ニ申上ゲル趣旨ノ決議案ヲ出シタイト思ヒマス、其ノ案文ヲ朗讀致シマス

○竹田委員長 是ヨリ討論ニ入りマス——加藤一雄君

○加藤(一)委員 日本自由黨ヲ代表致シマシテ修正以外ノ原案、修正案並ニ附帶決議ニ贊成致シマス、此ノ贊成ニ當リマシテ一言政府ニ御願ヒテ致シマスト共ニ、要求致シテ置キマス、ソレ

ハ外デモゴザイマセヌ、今日統制計畫ト云フモノガ國內外ノ情勢カラ考ヘマシテ必至デアルト云フコトハ、分リ切ツタコトデアリマスルガ、現狀日本ノ國內ヲ眺メマシテ、統制經濟ノ適格者ハ現在ノ所官吏ヨリ外ニ私ハナイト考ヘテ居リマス、ソコ官吏ハ思ヒテ致シテ居リマシテ、大東亞戰爭ノ御實行致シテ居リマシタヤウナ、國民ノ不評判ヲ買ヒマシタヤウナ經過ヲ取ラズニ、附帶決議ニモアリマシタヤウナ、民主的

○竹田委員長 此ノ場合商工大臣ノ發言ヲ許シマス——星島商工大臣

○星島國務大臣 只今塚田君ヨリ御提案ニナリマシタ修正案全文、並ニ加藤君ヨリ續々説明ヲ以テ御提案ニナリマシタ附帶決議ニ對シマシテハ、政府ト致シマシテハ謹シテ御同意申上ゲル次第デアリス、殊ニ此ノ運用ニ付キマシテハ、民主化ヲ圖ル爲メ兩院ヲ主トシタル委員會ヲ設ケ、重要事項ハ其ノ議ヲ經テ致スコトニシタイコト、但シ其ノ委員會ハ安定本部會議ノ中ニ設ケルヤ、或ハ其ノ外ニ設ケルヤ、出來ルコトナラバ、別箇ニ外ニ設ケテヤリタイト思ツテ居ル譯デアリマスガ、關係方面トノ協議モ若干アリマスノデ、其ノ邊ハ御任セテ願ヒマシテ、其ノ趣旨トスル所、即チ民主化ヲ圖ル爲ニ、其ノ委員會ヲ十分尊重シテ運用ヲ致スコト云フコトダケヲ茲ニ誓フ者デアリマス(拍手)

ケ重要事項ハ其ノ議ヲ經ルモノトスルコト

斯ウ云フ附帶決議案ヲ付シ、之ニ對スル政府ノ御所信ヲ伺ヒマシテ、政府ニ於テモ委員會ノ意向アル所ヲ、十分ニ斟酌サレマシテ御同意ヲ御與ヘ下サルナラバ、本委員會ハ此ノ法案ヲ通スニ躊躇シナイデアラウト思フノデアリマス、簡單デアリマスガ、附帶決議案提案ノ趣旨ヲ辨明致シタ次第デアリマス(拍手)

○竹田委員長 此ノ場合商工大臣ノ發言ヲ許シマス——星島商工大臣

○星島國務大臣 只今塚田君ヨリ御提案ニナリマシタ修正案全文、並ニ加藤君ヨリ續々説明ヲ以テ御提案ニナリマシタ附帶決議ニ對シマシテハ、政府ト致シマシテハ謹シテ御同意申上ゲル次第デアリス、殊ニ此ノ運用ニ付キマシテハ、民主化ヲ圖ル爲メ兩院ヲ主トシタル委員會ヲ設ケ、重要事項ハ其ノ議ヲ經テ致スコトニシタイコト、但シ其ノ委員會ハ安定本部會議ノ中ニ設ケルヤ、或ハ其ノ外ニ設ケルヤ、出來ルコトナラバ、別箇ニ外ニ設ケテヤリタイト思ツテ居ル譯デアリマスガ、關係方面トノ協議モ若干アリマスノデ、其ノ邊ハ御任セテ願ヒマシテ、其ノ趣旨トスル所、即チ民主化ヲ圖ル爲ニ、其ノ委員會ヲ十分尊重シテ運用ヲ致スコト云フコトダケヲ茲ニ誓フ者デアリマス(拍手)

○竹田委員長 是ヨリ討論ニ入りマス——加藤一雄君

○加藤(一)委員 日本自由黨ヲ代表致シマシテ修正以外ノ原案、修正案並ニ附帶決議ニ贊成致シマス、此ノ贊成ニ當リマシテ一言政府ニ御願ヒテ致シマスト共ニ、要求致シテ置キマス、ソレ

ハ外デモゴザイマセヌ、今日統制計畫ト云フモノガ國內外ノ情勢カラ考ヘマシテ必至デアルト云フコトハ、分リ切ツタコトデアリマスルガ、現狀日本ノ國內ヲ眺メマシテ、統制經濟ノ適格者ハ現在ノ所官吏ヨリ外ニ私ハナイト考ヘテ居リマス、ソコ官吏ハ思ヒテ致シテ居リマシテ、大東亞戰爭ノ御實行致シテ居リマシタヤウナ、國民ノ不評判ヲ買ヒマシタヤウナ經過ヲ取ラズニ、附帶決議ニモアリマシタヤウナ、民主的

○竹田委員長 此ノ場合商工大臣ノ發言ヲ許シマス——星島商工大臣

○星島國務大臣 只今塚田君ヨリ御提案ニナリマシタ修正案全文、並ニ加藤君ヨリ續々説明ヲ以テ御提案ニナリマシタ附帶決議ニ對シマシテハ、政府ト致シマシテハ謹シテ御同意申上ゲル次第デアリス、殊ニ此ノ運用ニ付キマシテハ、民主化ヲ圖ル爲メ兩院ヲ主トシタル委員會ヲ設ケ、重要事項ハ其ノ議ヲ經テ致スコトニシタイコト、但シ其ノ委員會ハ安定本部會議ノ中ニ設ケルヤ、或ハ其ノ外ニ設ケルヤ、出來ルコトナラバ、別箇ニ外ニ設ケテヤリタイト思ツテ居ル譯デアリマスガ、關係方面トノ協議モ若干アリマスノデ、其ノ邊ハ御任セテ願ヒマシテ、其ノ趣旨トスル所、即チ民主化ヲ圖ル爲ニ、其ノ委員會ヲ十分尊重シテ運用ヲ致スコト云フコトダケヲ茲ニ誓フ者デアリマス(拍手)

○竹田委員長 是ヨリ討論ニ入りマス——加藤一雄君

○川崎委員 進歩黨ハ修正案並ニ附帶決議ニ贊成ノ意ヲ表スルモノデアリマス、本案ガ廣汎ニ委任立法デアリ、官僚ニ對シテ洵ニ白紙ノ委任狀ト云フヤウナモノヲ渡スコトニナルニ付テハ、本會議並ニ委員會ニ於テ各議員カラ異口同音ニ發セラレタ質問ノ中心デアリマシタ、隨ヒマシテ此ノ點ニ關スル運用ノ妙味ト云フコトハ、今日最モ要望セラレタル所デアリマシテ、附帶決議並ニ修正案ノ趣旨ト云フモノハ十分ニ尊重サレナケレバナラヌト私ハ考ヘルノデアリマス、是ト並行シテ政府ノ各部局ニ於ケル所ノ從來ノ「セクショナリズム」ノ打破、或ハ擴張争ヒヲ排スルコト、是等ニ付テ修正ハ今度ノ修正案十分ニ盛ラレテ居リマシテ、我々ガ要望シテ居ル所ノ經濟安定本部ニ、強力ナル權限ヲ附與シナケレバナラヌデハナイカト云フコトガ修正案ニ多ク盛ラレタコトハ、私ハ頗ル贊意ヲ表ス

明カナル所デアリマスカラ、點モ十分ニ御勘考ノ上デ、政治ノ責任ヲ明カニセラレマシテ、上意下達、下意上達ノ制度ヲ十分ニ活用セラレマシテ、政府中央機關其他中央ノ組織ガ命令致シマス事項ハ、立チドコロニ下部組織ガ之ヲ承繼致シマシテ、國民ガ納得シテソレヲ受入レマシテ、經濟再建ガ經濟安定本部ヲ通ジマシテ、一日モ早ク完成致シマスルヤウニ、政府ニ格段ノ御努力ヲ御願ヒ致シマス、國民モ之ニ應ヘマシテ、十分ニ政府ノ意向ヲ體シ、經濟再建ニ勵シム譯デアリマシテ、兩々相俟ツテ一日モ早ク日本ノ再興ヲ圖ル、斯ウ云フ方向ニ參リタイト存シマス、以上大略希望其他ヲ述べマシテ贊成致ス次第デアリマス(拍手)

○竹田委員長 川崎秀二君

○川崎委員 進歩黨ハ修正案並ニ附帶決議ニ贊成ノ意ヲ表スルモノデアリマス、本案ガ廣汎ニ委任立法デアリ、官僚ニ對シテ洵ニ白紙ノ委任狀ト云フヤウナモノヲ渡スコトニナルニ付テハ、本會議並ニ委員會ニ於テ各議員カラ異口同音ニ發セラレタ質問ノ中心デアリマシタ、隨ヒマシテ此ノ點ニ關スル運用ノ妙味ト云フコトハ、今日最モ要望セラレタル所デアリマシテ、附帶決議並ニ修正案ノ趣旨ト云フモノハ十分ニ尊重サレナケレバナラヌト私ハ考ヘルノデアリマス、是ト並行シテ政府ノ各部局ニ於ケル所ノ從來ノ「セクショナリズム」ノ打破、或ハ擴張争ヒヲ排スルコト、是等ニ付テ修正ハ今度ノ修正案十分ニ盛ラレテ居リマシテ、我々ガ要望シテ居ル所ノ經濟安定本部ニ、強力ナル權限ヲ附與シナケレバナラヌデハナイカト云フコトガ修正案ニ多ク盛ラレタコトハ、私ハ頗ル贊意ヲ表ス

○竹田委員長 是ヨリ討論ニ入りマス——加藤一雄君

○加藤(一)委員 日本自由黨ヲ代表致シマシテ修正以外ノ原案、修正案並ニ附帶決議ニ贊成致シマス、此ノ贊成ニ當リマシテ一言政府ニ御願ヒテ致シマスト共ニ、要求致シテ置キマス、ソレ

ハ外デモゴザイマセヌ、今日統制計畫ト云フモノガ國內外ノ情勢カラ考ヘマシテ必至デアルト云フコトハ、分リ切ツタコトデアリマスルガ、現狀日本ノ國內ヲ眺メマシテ、統制經濟ノ適格者ハ現在ノ所官吏ヨリ外ニ私ハナイト考ヘテ居リマス、ソコ官吏ハ思ヒテ致シテ居リマシテ、大東亞戰爭ノ御實行致シテ居リマシタヤウナ、國民ノ不評判ヲ買ヒマシタヤウナ經過ヲ取ラズニ、附帶決議ニモアリマシタヤウナ、民主的

○竹田委員長 此ノ場合商工大臣ノ發言ヲ許シマス——星島商工大臣

○星島國務大臣 只今塚田君ヨリ御提案ニナリマシタ修正案全文、並ニ加藤君ヨリ續々説明ヲ以テ御提案ニナリマシタ附帶決議ニ對シマシテハ、政府ト致シマシテハ謹シテ御同意申上ゲル次第デアリス、殊ニ此ノ運用ニ付キマシテハ、民主化ヲ圖ル爲メ兩院ヲ主トシタル委員會ヲ設ケ、重要事項ハ其ノ議ヲ經テ致スコトニシタイコト、但シ其ノ委員會ハ安定本部會議ノ中ニ設ケルヤ、或ハ其ノ外ニ設ケルヤ、出來ルコトナラバ、別箇ニ外ニ設ケテヤリタイト思ツテ居ル譯デアリマスガ、關係方面トノ協議モ若干アリマスノデ、其ノ邊ハ御任セテ願ヒマシテ、其ノ趣旨トスル所、即チ民主化ヲ圖ル爲ニ、其ノ委員會ヲ十分尊重シテ運用ヲ致スコト云フコトダケヲ茲ニ誓フ者デアリマス(拍手)

○竹田委員長 是ヨリ討論ニ入りマス——加藤一雄君

ルモノデアリマスガ、經濟安定本部ノ強化ト云フコトハ、決シテ經濟安定本部ノ官僚化デハナイデアリマス、我我ガ今日強ク希望致シタイコトハ、經濟安定本部ノ民主化デナケレバナラヌ、斯様ニ考ヘルノデアリマス、經濟安定本部ハ日本經濟ノ建直シニ付テ、内閣ヨリモ更ニ鞏固ナ一連ノ計畫性ヲ持チ、内閣各大臣ニ命令ヲスルト云フヤウナ所ニマデ、此ノ臨時物資需給調整法ヲ通ジテ其ノ權限ガ發揚サレルニ至ツタコトハ、結構ナコトデアルト私ハ考ヘルノデアリマス、同時ニ附帶決議ノ重要性ト云フモノハ、是ハ更ニ強調サレナケレバナラナイ、從來附帶決議ト言ヒマス、大體ニ於テ兩院ガ之ヲ附シテモ、政府ハ唯長マツタト云フコトダケデ、實際ニ於テハ效果ガ現ハレタコトガナイデアリマスガ、此ノ法案ニ付テノ附帶決議ノ重要ト云フコトハ、特ニ本日御列席ノ兩大臣ニ十分認識シテ戴キタイト私ハ考ヘルノデアリマス

最後ニ一言申上ゲタイコトハ、マダ經濟安定會議ノ構成ニ付テ輪廓ガハツキリ致シテ居ラナイ所ガアルデアリマスガ、本委員會ニ依ツテ漸ク貴衆兩院議員ガ其ノ委員ニナルノダト云フコトガ分ルト云フヤウナ、サウ云フ非民主的ナ考ヘ方デハ我々ハ日本ノ産業再開ト云フコトガ出來ナイノデアリナイカ、貴衆兩院議員ヨリ寧ロ其ノ中樞ニナツテ、經濟安定ニ付テ十分ナル意見ヲ、當ニ吐露シ得ルヤウナ任組ニ變ヘナケレバナラヌ、其ノ點ニ付テ經濟安定本部ノ總務長官ノ認識ハ稍、遺憾ナクデアリマス、是ト更ニ只今要望サレシマタ委員會ハ、日本經濟ノ需給調整

ニ付テ、本當ニ此ノ法案實施ノ際ニ意見ヲ吐露シテ行ケル委員會デアリ、實際ニ經濟ノ實體ヲ握ル委員會ニナツテ行カナケレバナラヌ、宙ニ浮イタモノデアツテハナチナイト云フコトハハツキリ申上ゲテ、本案ニ贊成スルモノデアリマス

○竹田委員長 加藤謙造君  
○加藤謙造委員 私ハ日本社會黨ヲ代表致シマシテ、本案修正個所ヲ除イタ原案並ニ修正案、並ニ附帶條件ニ對シマシテ贊成スルモノデアリマス、唯茲ニ若干ノ希望意見ヲ附シテ提キタイト考ヘル次第デアリマス、本案ハ申上ゲルマデモナク、日本經濟再建ノ基本方針ヲ樹立スル爲メノ法令デアアルデアリマス、斯カル重要ナ方針ヲ立テル爲ニ、本案ノヤウナ極メテ廣汎ナル委任ヲ託スル所ノ法令デ以テヤツテ行カウトスルニハ、非常ナ危險ガ伴フコトハ、既ニ委員會ヲ通ジテ各委員カラ申述ベラレタ通りデアアルデアリマス、ソコデ私共ハ此ノ委員會ヲ通ジテ、出來ル限リ其ノ基本方針ノ内容ニ付テ、政府當局カラ御伺ヒ致シタイト考ヘタデアリマスガ、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ殆ド發表ガナカッタデアリマシテ、是ハ甚ダ遺憾ナコトデアアルト思ヒマス、隨テ日本ノ經濟ノ再建ガ成ルカ成ラナイカト云フコトハ、本法ノ運用ノ如何ニ懸ツテ居ルノデアリマス、政府ハ本法ヲ運用スルニ當リマシテ、戰時統制經濟ノ失敗ノ跡ヲ十分檢討シテ、其ノ戰時統制經濟ノ失敗ガ、要スルニ官僚統制ト資本主義ヲ基盤トスル所ノ統制經濟デアツタト云フ點ヲ十分ニ檢討セラレマシテ、今後ノ極メテ困難ナ情勢ノ中ニ立ツテ日本ノ經濟ヲ再建スル爲ニハ、日本ノ經濟ノ大キナ變

革ガ必要デアアルト云フコトヲ、十分ニ御諒解ヲ願ハナケレバナラナイと思フデアリマス、隨テサウ云フ點カラ社會主義的計畫經濟ノ線ニ沿ツテ、基本的ナ方針ヲ決定セラレタイと思フノデアリマス、而シテ出來ル限リ全國民ノ協力ニ依ツテ、今後ノ日本經濟ノ再建ノ方針ヲ定メ、其ノ運籌ヲ行ハレシコトヲ強ク希望致シマシテ、本案ニ贊成スルモノデアリマス(拍手)

○石原(登)委員 日本ノ再建ニ當リマシテ本法ヲ設ケルコトニ付キマシテハ、協同民主黨ト致シマシテハ全面的ニ贊成スル所デアリマスガ、唯我々ト致シマシテハ其ノ運籌如何ヲ非常ニ注意シテ居ッタデアリマス、斯ウ云フ見地カラ私共ハ、只今申サレマシテ修正案並ニ附帶決議案ニ對シテ、協同民主黨ハ贊成ノ意向ヲ表スルモノデアリマス、是マデノ斯カル法律ニ對スル政府ノ運籌ヲ見マス、多ク例ヲ引クマデモナク、非常ニ獨善主義デアリマシテ、ソコニ官ノ橫暴ハ正ニ眼ニ餘ルモノガアツタデアリマス、私自身ト致シマシテモ隨分斯カル場合ニ臨ンダデアリマシテ、何レモ是等ノコトハ法ノ立法ノ精神ニ背イテ居ル譯デアリマス、斯ウ云フ時私達ハ常ニ政府ノ責任者ニ對シテ其ノ所信ヲ質シ、更ニ善處サレルベキコトヲ要求シタデアリマシマスガ、最高責任者ノ言明ガアルニモ拘ラズ、當ニ下部役人ニ於テハ問違ツテ運用サレタコトハ、再々私達ガ經驗シタ所デアリマス、ドウカ此ノ法ノ運籌ニ付テハ、責任者デアアル所ノ大臣ハ、部下ニ對シマシテ十二分ニ法ノ趣旨ヲ徹底セラレマシテ、問違ツテモ今後ヘルマデノヤウナ惡イ印象ヲ國民ニ與ヘル

コトノナイヤウニ、是非トモ善處セラレタイと思フデアリマス、私ハ以上ヲ申述ベマシテ本案ニ對シマシテ贊成ノ意向ヲ表スルモノデアリマス(拍手)

○伊藤(恭)委員 各派ノ共同提案ニ依ル修正事項並ニ附帶決議ヲ、政府當局ニ於テハ責任ヲ以テ採用セラレマシテ、日本經濟ノ再建ノ爲ニ公正ナル民主化ヲ圖ラレルヤウニ致サレルコトヲ條件ト致シマシテ、本案ニ贊成スルモノデアリマス、尙ホ附加ヘテ希望致シタイノハ、戰時ニ於ケル統制經濟ハ、色々戰力ノ關係カラ其ノ内容ヲ發表スルコトハ出來ナカッタデアリマスケレドモ、今後ニ於ケル統制經濟ハ本當ノ日本經濟再建ノ爲デアルカラ、出來ルダケ其ノ内容ヲ率直ニ明示セラレマシテ、國民民主化ヲ徹底的ニ致サレルヤウニ、希望條件ニ附加ヘテ置キタイと思ヒマス、以上ヲ以テ新政府ヲ代表致シマシテ本案ニ贊成スルモノデアリマス(拍手)

○竹田委員長 福田繁芳君  
○福田委員 私ハ無所屬俱樂部ノ立場ト致シマシテ、本案ニ對シテ極ク簡單ニ率直ニ一言申上ゲテ、サウシテ本案ニ對スル最後ノ態度ヲ決メタイと思フデアリマス、本法ハ産業ノ回復振興ヲ圖ルニアル、斯ウ云フ所ニ重點ガアリマスガ、一タビ本案ヲ審イテ見マスレバ、戰爭中ナライザ知ラズ、敗戦後ノ今日、我が國産業ノ再建ヲ圖ラウトスル時ニハ、餘リニモ無理デアリ、又矛盾ノ多イコトヲ非常ニ意外ニ思ツテ居ルノデアリマス、併シナガラ私達委員會ニ參リマシテ毎日之ヲ審議スルニ當リマシテ、初メテ此ノ條文ノ裏ニ於ケル所ノ本法案ノ意味、尙又今マデ政

黨人デアツタ所ノ星島商工大臣ノ本法案ニ對スル非常ナル熱意ノアル所ノ御態度、尙又隨國務大臣ト致シマシテ、既往ノ經歷ヲ一切掃シテ、殊ニ我が國ノ勤勞大眾ヨリ見ラレタ所ノ色ノ付イタ著物ハ此ノ際脱ギ棄テテシマツテ、新シイ直ツト著物ヲ著テ、サウシテ我が國經濟再建ノ爲ニ重大ナル責任ヲ背負ツテ起タウ、斯ウ云フコトヲ屢々言ハレテ居ルノデアリマスガ、私ハサウ云フ點ニ滿腔ノ敬意ト同時二期待ヲ掛ケマシテ、必ズソレヲ實行シテ貰ヘルト云フコトヲ前提トシテ、此ノ際修正案並ニ附帶決議ニ對シテ、無所屬俱樂部トシテ全會一致贊成致シタイと思フデアリマス(拍手)

○竹田委員長 是ニテ討論ハ終結致シマシタ、是ヨリ採決致シマス、先ヅ共同修正案ニ付テ採決致シマス、此ノ修正案ニ御贊成ノ諸君ハ御起立ヲ願ヒマス

○竹田委員長 起立總員、仍テ修正案ハ提案ノ通り決シマシタ、次ニ只今議決致シマシタ修正部分ヲ除イタ他ノ部分ニ付テ採決致シマス、修正以外ノ部分ニ付テハ原案ノ通り決スルニ贊成ノ諸君ハ御起立ヲ願ヒマス

○竹田委員長 起立總員、仍テ修正部分ヲ除イタ他ノ部分ハ、何レモ原案ノ通りニ決シマシタ、次ニ本案ニ付スベキ附帶決議ニ付キ採決ヲ致シマス、此ノ附帶決議ヲ付スルコトニ贊成ノ諸君ハ御起立ヲ願ヒマス

○竹田委員長 起立總員、仍テ附帶決議ハ之ヲ付スルニ決シマシタ

此ノ場合委員長トシテ一言申上ゲマ

ス、此ノ法案ハ本議會中屈指ノ重要法案アリマスガ、斯ク圓滿ニ結論ヲ得マシタコトハ洵ニ感謝ニ堪ヘマセヌ、此ノ際各委員諸君ノ御熱心ナル御質疑、御態度ニ對シマシテ、深ク敬意ヲ表スルト同時ニ、各大臣並ニ政府委員諸君ノ御精勵ニ對シマシテモ架ク之ヲ多ト致シマス、尙ホ委員長ト致シマシテ此ノ委員會全員ノ希望ヲ、商工大臣並ニ陸國務大臣ニ御取次致シタイト思ヒマス

即チ第一、加藤勳十君御説明ノ各派共同ノ附帶決議トナリマシタ委員會ノ構成ニ付テアリマスガ、其ノ數ハ三十名程度ト致シ、成ベク衆議院議員ヲ多數ニ御選定願ヒタイト云フコトデアリマス、第二ニハ、經濟安定會議ノ委員ノ中へ成ベク衆議院議員ヲ多數御加ヘアラシコトヲ御願ヒ致シタイトデアリマス、此ノ際陸國務大臣ノ發言ヲ許シマス

○陸國務大臣 此ノ非常時ヲ乘切ル必要ナ法案、而モ非常ニ異常ナ形ノ法案ヲ、皆樣ガ御寛大ノ御氣持ヲ御協賛戴キ、且ツ非常ニ適切ノ御修正ヲ戴キマシテ、洵ニ有難ク厚ク御禮ヲ申上ゲマス、只今委員長カラ仰セノ二ツノ問題ハ私トシマシテ出來ルダケ尊重申上ゲタイト存ジマス、但シ先程星島商工大臣カラ申上ゲマシタ通り、委員會ノ構成等ニ付キマシテハ、關係筋トシテノ問題モアリマスノデ、出來ルダケ御趣旨ニ副フヤウナ意味合デ、其ノ形等ニ付キマシテハドウゾ御任セテ願ヒタイト云フコトヲバ、甚ダ我儘ノヤウデアリマスルガ一言申上ゲテ御諒承ヲ得タイト存ジマス、又御贊成演説ヲ戴キマシタ中ニ、色々ノ御希望、御注意ノアラレマシタ點一々御尤モト存ジマシ

テ、其ノ趣旨ヲ體スルコトヲバ此ノ機會ニ申上ゲマシテ、私ノ答辯ト致シマス(拍手)  
○竹田委員長 ソレデハ本日ハ是ニテ散會致シマス、次會ハ公報ヲ以テ御通知致シマス  
午後二時五十二分散會

(參照)

臨時物資供給調整法

第一條 主務大臣は、産業の回復及び振興に關し、經濟安定本部總裁が定める基本的な政策及び計畫の實施を確保するために、左に掲げる事項に關して、必要な命令をなすことができる。

一 經濟安定本部總裁が定める方針に基く物資の割當又は配給  
二 經濟安定本部總裁が定める方針に基く供給の特に不足する物資の使用の制限又は禁止

二 經濟安定本部總裁が定める方針に基く物資の生産(加工及び修理を含む。以下同じ)若しくは出荷  
三 工事の施行又は物資の生産若しくは出荷若しくは  
○出荷若しくは  
しくは  
○工事の施行の制限若しくは禁止

三 經濟安定本部總裁が定める方針に基く物資又は設備の譲渡、引渡又は貸與  
遊休  
政府は、勅令の定めるところにより、前項第二號又は第三號に掲げる事項に關する命令により生じた損失を補償する。

第一項の規定による命令をなす場合における擔保權の處理その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第二條 主務大臣は、前條第一項第一號の割當の實施に關して必要且つ適當と認めるときには、民主的に組織された産業團體に、その構成員の議決に基いて、その構成員及びその構成員以外の同業者で物資の割當を請求する者に對する物資の割當を行はせることができる。

前項の産業團體は、主務大臣が、告示により、これを指定する。  
第一項の産業團體の組織その他の事項に關し必要な事項は、勅令でこれを定める。

前項の規定により指定された産業團體から、第一項の規定により物資の割當を受ける者で、その産業團體の行つた物資の割當の決定に不服のある者は、遅滞なくその旨を主務大臣に申し出ることができ、この場合には、主務大臣は、事實に關して公正な調査及び審議を行つた上、公益に適した決定をなすことを要する。

物資供給調整委員會  
物資供給調整委員會に關し必要な事項は、勅令でこれを定める。

前項の規定にその産業團體が從はない場合又は第二項の規定により指定された産業團體の行ふ物資の割當を經濟安定本部總裁が定め

る方針に適合させるために必要がある場合には、主務大臣は、その産業團體に對して、その行ふ物資の割當の決定の變更を命ずることができる。

第三條 主務大臣は、第一條の規定の適用に關して必要な事項に關して、左に掲げる事項につき、前項の規定により指定された産業團體から報告を取り、又は報告がなされず、又は報告が虚偽と認められるときは、主務大臣は、當該官吏に必要な場所を臨検し、當該官吏に必要な場所を臨検し、營業所、工場、事業場又は倉庫に臨検し、業務の状況又は帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

一 物資の割當又は配給  
二 物資の使用  
三 物資の生産若しくは出荷又は工事の行  
四 物資又は設備の状況

前項の規定により、當該官吏に臨検検査させるときには、その身分を示す證券を携帯させなければならぬ。

第四條 第一條第一項の規定による命令に違反した者は、これを十年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第五條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 第三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三條第一項の規定による報告を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第四條第一項又は前條第一號の違反行為をしたときには、行為者を罰するの外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

附則  
この法律は、公布の日から、これを施行する。  
この法律は、○昭和二十三年四月一日止の時〇に、その効力を失ふ。但し、その時までにした行為に對する罰則の適用については、この法律は、その時以後もなほその効力を有する。

この法律の効力を失ふ際における損失の補償、擔保權の處理その他必要な事項に關する経過規定は、勅令でこれを定めることができる。

附帶決議  
本法施行に關し運用の民主化を圖るため、兩院議員を主とする委員會を設け、重要事項は、その議を経るものとすること。

昭和二十一年十一月十六日印刷

昭和二十一年十一月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局